

◇藤原政春君

○議長（高橋 猛君） 次に、12番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

（12番 藤原政春君 登壇）

○12番（藤原政春君） おはようございます。

それでは、通告に従い質問いたします。商店街、町並み保全について。

今議会で商工関連の美郷町中小企業振興条例制定案がありますが、町では美郷版総合戦略で基本目標1では「安定した雇用を創出する」となっている。また、商工業においては先行型が3件、新規2件、その中で基本目標2で「美郷へ新しい人の流れをつくる」となっているが、町の人口ビジョンでの人口減の推移を見ると15年当初は2万802人で、10年後には1万8,341人を目標としているが、商工業者としても人口減は地域経済の根幹を揺るがすことで、購買意欲の減少、また所得層の変化に伴い売り上げの減少となります。このような中で商工会では組織力の強化、持続的に発展する事業者の育成、強みを生かした地域経済の活性化の重点事業を展開いたしております。今町内の商工業者はおよそ800件ほどあるが、その中の510件を私が調査した結果、建設系を営んでいる経営者は200件余り、製造業系は38件、生活関連・車関係・その他110件、食品・雑貨関係は162件であります。建設系の経営者年代60歳台以上が112件、次に50歳台が56件、40歳台以下が33件となっており、200件のうち継承者のいるのは246件、割合は55%になっております。また、製造業系の継承者は71%、生活関連・車関係・その他では継承者は49%、しかし食品・雑貨関係においては162件のうち、80歳台以上の経営者が15件、70歳台が54件、60歳台が43件、50歳台以下が50件となっており、継承者について55件と全体の33.9%になっております。そこで、10年後の町の食品雑貨関係商店は40%減になるかもしれません。町並みがまばらになり、閑散となると予想され、そして住民の買い物はこれからますます不便になり、買い物難民が増加するのではないのでしょうか。大型店に車で行けば何でもそろいますが、地元産の野菜、加工品等の美郷の特産品販売、収穫をしながら他市町村との交流人口をふやすこと、そして町では地販地消も掲げております。商工業の経営サポートとして商工会、町の観光アピールするための観光協会などがありますが、行政側としてこれから商店の減少、特に町並みの維持をどのようにしていくか、町としての所見を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がらご紹介いただきましたとおり、そうした状況について町でも危惧をもっているところです。そのため、町では、まずは商店街の振興を図るために空き店舗対策事業として美郷町空き店舗対策事業費補助金交付要綱を定めまして空き店舗の解消に向けた取り組みを行ってきております。平成19年から3カ年は県の補助事業を活用しながら3件、平成22年からは町単独事業として11件、合わせて14件の活用実績があるところです。また、平成22年からは美郷町事業所連携活性化事業も実施し、消費者に対する利便性向上に資する取り組み、消費者の購買意欲や来町意欲を喚起する取り組み、観光客の消費及び交流人口拡大に資する取り組みなどに支援を行ってきているところです。これまでの実績は19件となっており、その内容は商店会の取り組みに対する支援のほか、ジャズや日本酒に関連したイベントに支援を行ってきており、町のにぎわい創出を図りながら商店並びに商店街の振興に努めてきたところです。また、六郷地区の商店街においては平成10年に策定された中心市街地活性化基本計画に基づき、湧水群と商店街を回遊ルートとしてつなげる整備を行っており、ニテコ名水庵・手づくり工房湧子ちゃんと名水市場湧太郎を観光拠点施設として整備するとともに両施設を結ぶ回遊ルートを確立するため広場整備や案内標識などの環境整備を行ってきたところです。こうした施設を、さらに有効活用することで商店並びに商店街を一層活性化させるため、平成23年には美郷町観光情報センターを名水市場湧太郎内に移転していただくとともに、今年度は多目的駐車場を整備し、観光客の商店街への誘導に努めているところです。また、町内商店での消費喚起策としては、平成21年度から平成23年度において美郷町商品券事業振興会によるプレミアム付商品券の発行支援を行ったほか、今年度発行した地方創生によるプレミアム商品券においては県内で唯一プレミアム率3割を付加し、町内商店等での購買を促進しております。また、交通弱者対策として予約制乗合タクシーを運行し、町内商店で買い物がしやすい支援策を講じているなど幅広く力を注いでいるところです。町としては、今後もこうした姿勢を大切にしながら施策のスクラップ・アンド・ビルドの認識のもと、各般の取り組みを展開するとともに最大限の施策効果を上げるために事業者みずからが、こうした取り組みや制度などを自発的に活用する意欲を喚起していただくよう、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。いずれ、今後とも議員ご心配の町内商店が減少することなく商店街が維持されることで第2次美郷町総合計画に掲げる「活力と働く喜びが満ちるまち」を具現化できるよう、頑張ってまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）藤原政春君。

○12番（藤原政春君） 今、六郷町内もまばらに、道路側に空いている家が、空いてるお店が、それからシャッターの閉まっておる店、いろいろあります。そういう空いているところを、人の流れをつくるとなれば、その空いているところを、どうにかしてまた新しい店を出

店できるというような方向にもって行っていただければなと思います。まずは今若い人が一つの事業を展開するとなればかなりの資金がかかります。店建てて、そして設備となれば100万円単位はすぐ、すぐ行ってしまいます。そういう中でできれば今空いているところに町でも一つの建物を建てながら、そこを出店者に貸す、そしてそういう中で出店者が高齢になったとか、そういうときまた別の出店者にそこをまた借りていただくというような感じで、そういう町の自主的な、補助じゃなくしてそういうレンタル的な建物も町並みに建てたらいかがかなと思いますけれども……。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいました課題を解決するために先ほど答弁した内容並びにさきに議員にご提示いたしました地方創生に係る総合戦略を策定し、できるだけ空き施設を活用しやすいように、あるいは空き住宅を転用しやすいように補助策を講じているところです。町としては、そうした方向を今後とも注力してまいりたいと考えており、現在、町所有直営の施設を配置し、それをレンタル等で商業者にお貸しするという構図はもっておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

○12番（藤原政春君） 続きまして、みずほの里ロードの国道昇格について。

今、秋田県の南部では南北に通る日本海側の国道7号と中央秋田市までの国道13号と2本があります。秋田市から県北へは大館方面は国道7号、そして能代から分岐し、海岸線国道101号、五城目から内陸を通る国道285号、105号と交差するが、県北には大まかに縦断する3本があります。北秋田市から県南大仙市までの国道105号があり、東西方向の国道46号と交差してつながっており、105号は今後整備が予想されます。そして、由利本荘市より北上まで東西は国道107号が通っており、国道を通るのであれば国道105号から横手、東成瀬、湯沢市、湯田方面へは国道46号を通り13号線に出なければなりません。そこで仙北市の国道105号、国道46号から横手の国道107号へ交わって岩手水沢、山形、宮城方面へ行く奥羽山脈沿いの国道があれば、県南はそれにより南北方向3本で縦断するようになります。奥羽山脈沿いを通るみずほの里ロードの周辺には、仙北市にわらび座、抱き返り溪谷、大仙太田地区には真木溪谷、全国的に有名なグラウンドゴルフ場、奥羽山荘、そして美郷町では温泉サンアール、あったか山、大台野のラベンダー園、サッカー場、グラウンドゴルフ場、そして全国的にも有名な峰越延命の水、真昼岳があり、真木・真昼県立自然

公園も一望できます。横手市に至っては後三年の役ゆかりの金沢八幡宮、横手公園など、山脈側には観光スポット、風光明媚なところが数々あります。県南部に国道がふえることにより観光客の増大、周辺の特性を生かすことの交流人口の増大にもなると考えられる。また、国道昇格されるときは美郷、大仙、横手地区の交通事故危険箇所整備と関連インフラ整備など地域振興にもなる。そこで、秋田県を南北に縦断する3本目の奥羽山脈東側のみずほの里ロードを近隣の市と積極的に連携し、国道へ昇格と思うが、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

みずほの里ロードは議員もおっしゃいましたが、仙北市から横手市まで連絡する全長39.7キロメートルを県が奥羽山麓大規模農道として県南部における農産物流通の合理化と生活環境改善を目的に農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業にて平成2年から19年まで約18年をかけて整備した道路です。一方、議員ご説明のとおり沿線自治体の観光施設へのアクセス道路としても活用されており、そのため県仙北振興局と沿線自治体ではみずほの里ロードも記載した秋田こまち路ドライブマップを毎年季節ごとに発行するとともに県南の自治体で組織する秋田県南地域広域連携観光推進協議会においても、みずほの里ロードを記載して周辺観光施設・観光スポットのガイドマップを作成、当該エリアへの誘客に努めてるところです。さて、ご質問のみずほの里ロードの国道指定についてですが、国道指定については道路法第5条第1項の中に、国土を縦断・横断し又は循環して都道府県庁所在地その他政治上・経済上又は文化上特に重要な都市を連絡する道路とする旨の規定があります。みずほの里ロードを現在の国道設置状況を踏まえながら、この規定に照らし合わせてみますと残念ながら国道指定には及ばないものと考えられますので、どうかご理解をお願いいたします。なお、国道昇格いたしませんでも、一定の効果を発揮していることは議員もご承知のとおりであります。また、危険箇所の解消等については、道路管理者として引き続きその解消に向けた整備と適正管理に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）藤原政春君。

○12番（藤原政春君） 再質問ではないんですけども、まずはみずほの里ロードの危険箇所が随分ありますんで、そこら辺をどうかP D C Aでアクションしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、12番、藤原政春君の一般質問を終わります。